

社会福祉法人めばえ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人めばえ福祉会の評議員及び役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

第 3 条 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。実費弁償費は日額 3,000 円とする。

2 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。実費弁償費は日額 5,000 円とする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員及び役員勤務報酬等)

第 4 条 理事長が評議員会及び理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務執行理事が評議員会及び理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務が無い場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合、または理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が評議員会及び理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 評議員及び役員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

| 旅 費 | 宿泊費 (日額) | 報酬 (日額) | その他 |
|-----|--------------------------------|---------|-----|
| 実 費 | 東京 1泊13,000円 東京以外 1泊10,000円 | 0円 | 実 費 |

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附則

この規程は、2017年4月1日より適用する。

別表 1

| 名 称 | 報 酬 | 実費弁償費 | 備 考 |
|-------------------|-----|--------|-----|
| 評議員業務報酬等 (日額) | 0円 | 3,000円 | |
| 理事長業務報酬等 (日額) | 0円 | 5,000円 | |
| 理事業務報酬等 (日額) | 0円 | 5,000円 | |
| 監事監査指導報酬等 (日額) | 0円 | 5,000円 | |